

Title	英国職工組合の法制的地位を論じて最低賃銀国定制度に及ぶ
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.3 (1912. 7) ,p.405(25)- 429(49)
JaLC DOI	10.14991/001.19120700-0025
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19120700-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に過ぐるものあり。されば大同盟罷業の終熄は多數の坑夫が炭坑最低賃銀法の實施に満足を表したる結果にあらずして、罷業の繼續が事實上困難なりしこと一原因たりしにあらずやと信すべきものなり。同法將來の運用並に効果は此理由より一層注目を要すべき所ならん。

英國職工組合の法制的地位を論じて

最低賃銀國定制度に及ぶ

堀 江 歸 一

千八百年英國に於て制定せられたる結社禁止法(The Combination Act, 1800, 40 Geo. III, C. 106)は當時賃銀の上進其他勞働條件の改善を目的として、勞働者の間に發生し來れる結社を壓抑するの趣意に出でたるものにして、當局者は此法規を運用して、一方に同盟罷工を根絶し、他方に職工組合を排斥せんとしたり。結社禁止法の背後に、徒黨(Conspiracy)に關する習慣法のあるあり、犯罪を爲す目的を以て、公衆の利害に影響する不法行爲、契約違反を爲す目的を以て、道德並に公共の政策に反對する目的を以て爲したる徒黨は總て違法のものとし、隨て結社禁止法に依て犯罪と認められたる目的即ち罷工中の勞働者を扶助する目的を以て、資金を醸集する團結の如きも亦違法の徒黨と認められたり。即ち當時の立法者が同盟罷工を以て犯罪とし、職工組合を以て、違法の團結としたるは明白の事實にして、彼等は勞働者

英國職工組合の法制的地位を論じて最低賃銀國定制度に及ぶ

は當時行はるゝ賃銀率を以て満足す可く、決して傭者に對して其引上を強要す可きものに非ざることを信じたり。立法者が斯る狹隘なる意見を懷抱したるは畢竟當時の輿論に指導せられたるものにして、世人が從來徒黨結社の爲めに、政治上に社會上に幾多横暴の所業に接したるの事實は自ら労働者の團結を憎惡するの念を助長せしめたること少なからず。加ふるに十八世紀を通じて、英國政治家の意見を支配したる家長政治の遺風は依然として跡を存し、立法者は労働者は普通の賃銀率即ち習慣に依て定まれる賃銀を以て、労働するの義務あるものと信じ、又此賃銀が労働者の生活を支持するに足らざるときは、國家は其不足を給與するを以て、普通の賃銀率を労働者に強制するも、敢て彼等の利益を傷けざるものと想像したり。蓋し千七百八十二年のギルバート救貧法に於ては、身體健全なる貧民は之を救貧院に送致せず、救貧法行政官は是等貧民の爲めに、其住所の附近に於て、適當なる職業を授くることに斡旋し、若しも其職業に依て得る賃銀にして自己の生活を支持するに足らざらんか、地方税の収入を以て、之を補給するの規定を設け、殊に千七百九十五年の所謂スピーナムランド規定に依て、賃銀補給額は家族の員數

に據らしむることゝしたるが故に、一方に國家は如何なる法制に依て、労働者を壓迫し、例へば彼等の團結を妨碍して、彼等の賃銀を引上ぐるの自由を拘束するも、上記の賃銀補給制度ある以上は、必ずしも労働者に苦痛を及ぼさずとし、第一の信念と相俟つて、結社禁止法を勵行するに憚らざりしが如し。

然れども如上の信念が労働の自由を重んじ、人權を尊ぶ時代の思潮と漸く相容れざるに至れるは勿論にして、結社禁止法に對しては、社會の各方面より劇烈なる反對を誘致し、遂に千八百二十四年を以て廢止の已むを得ざるに至り、一方に賃銀補給制度も亦千八百三十四年の救貧法改正以來跡を絶ちたるを以て、労働者は結社の自由を得たると同時に、此自由を利用して、各自生活を全うするに足る賃銀率を維持せざる可からざるの必要に接したり。茲に於てか職工組合は各種の職業に従事する労働者の間に職業の種類別を標準として、組織せられたりと雖も、尙ほ法制の關係に於ては、職工組合の組織運用を妨ぐるもの少なからざりき。即ち結社禁止法は廢止せられたりと雖も、徒黨に關する習慣法は依然として存在し、商業を制限する總ての團結を不法のものとしたるが故に、例へば職工組合が組合規約

の一條項として、出來高賃銀を禁止し、徒弟の員數を制限せんか、商業を制限するものと解釋せられ、隨て前記習慣法に違反する組合と爲り、共濟組合に認められたる利益に浴する能はず。千八百七十一年の職工組合法並に千八百七十六年の同法修正は聊か法制上に於ける職工組合の地位を明にし、職工組合は單に商業を制限するの故を以て、違法のものたらず、隨て組合員は徒黨に關する刑事上の所罰を加へらるゝことなしとし、更に職工組合の組織に就ては、七人以上の員數より成る組合は其目的合法にして、其規約亦法律に牴觸せざる限り、共濟組合登記法に據て、登記するを得、隨て財産の取得、資金の保護に就て、特典を得るに至れり。即ち登記を経たる組合の資産を管理する者は信託者の義務に服し、背信の所業あらんか、直に所罰せられざるを得ず。從來組合の役員にして組合の資産を費消する者あるも、裁判所は組合の提起したる訴訟を受理せず、組合は商業を制限するものにして、法律上の存在を認められざるの理由を以て、之を却下したる時代と比較すれば、法制上に於ける職工組合の地位上進したるは明白なり。

斯の如く職工組合の財産に對する法律上の保護は規定せられたりと雖も、然も

裁判所は或る特殊の契約を履行せしめ、若しくは其不履行より生ずる損害を賠償せしむるの任に當らず。組合員が組合に對して爲したる醜金支拂の契約、組合が組合員に對して爲したる惠與金支拂の契約の如き、何れも此類の契約にして、隨て組合員は組合員が醜金支拂を怠るも、又組合員は組合が惠與金支拂を怠るも共に法律に依て其支拂を求むる能はざることゝ爲れり。之と同時に注意を要するは、千八百七十五年の徒黨並に財産保護法 (Conspiracy and Protection of Property Act) にして同法は産業上の紛議に際し、或る行爲を爲し、又は爲さざることを約定し、又は聯盟するも是等行爲にして、一人の爲したる場合に犯罪に非ざる以上は、徒黨として所罰せられざるの原則を確定し、同時に、産業上の紛議に關聯する行爲にして、犯罪として處罰せらる可きものを列擧したり。即ち其第四條に於て、瓦斯水道會社の被傭者が業務停廢の爲めに一地方に規律ある供給を斷絶せしむるの情を知り、又之を知る可き地位に居りて、労働契約を破棄したる場合には、二十磅以下の罰金若しくは三箇月以内の禁錮に處せらるゝことを規定し、第五條に於て、如何なる事業に於けるを問はず、業務停廢の結果、人命に危害を及ぼし、甚だしき人身上の危害を惹

30 起し、或は財産に破壊損害を加ふる場合には、労働を停廢したる者に前條同斷の所罰を加ふることを規定し、進んで第七條に於て職工組合員が労働紛議の期間組合員の労働者をして自己と進退を共にせしむる爲めに、之を壓迫して、労働を停廢せしむるの弊を防ぐの目的を以て、左の規定を設けたり。

他人が或る行爲を爲し、又は爲さざる法律上の權利を有するに拘はらず、斯る行爲を爲さしめ、又は爲さざらしむるの目的を以て、(一)他人又は其妻子に暴行脅迫を加へ、其財産を毀損し、(二)常に他人の所在を追跡し、(三)他人の道具、衣服、其他の財産を隠匿し、又は其使用を妨げ、(四)他人の住居し業務労働を行ふ場所又は其附近を監視彷徨し、(五)道路に於て、二人以上群集して、他人を追跡する者には第四條の所罰を加ふ。

即ち徒黨並に財産保護法は産業紛議に關する行動にして、有罪と爲るものゝ種類を特定し、組合員が労働條件改善の爲め、聯合して行動する場合に、其行動を個人として行ひて犯罪と爲らざるものに限る以上は、徒黨に關する律令に牴觸せざることを明にしたるものにして、職工組合の行動に一段の進歩を促し、又之を便利に

したるは論を俟たず。英國人の上下を通じて、遵法の精神に富むに加ふるに、是等法律の改正に依て、職工組合の法制上に於ける地位確定し、其産業紛議に於ける行動の範圍明瞭となれるは、英國に於ける同盟罷工並に同盟解僱をして、暴行の伴ふことを免かれしめ、又無秩序の状態に陥ることを避けしめたる原因とせざる可からず。

然れども同盟罷工が或る事情の下に發生し、殊に職工組合の援助に依て、其規模廣大と爲り、其存續期限亦長期に亘るや、斯る産業紛議が一國産業に及ぼす終局の影響は姑く措き、労働停廢の爲めに備者の蒙る損害は現實に暴露するを以て、備者の内には此損害に對する賠償を職工組合に求むるの正當なることを認むる者を生じたり。此種の意嚮を代表し、職工組合に對して同盟罷工の爲に蒙れる損害賠償の訴訟を提起したるは、タッフヴェール鐵道會社にして、千九百一一年七月上院法律委員の判決に於て、被告たる鐵道現業者組合は會社に對し、二萬三千磅の賠償金を支拂ふの命を下すに至れり。タッフヴェール同盟罷工は纔に二週間に亘りて行はれたるものゝみ。然も組合は前記の損害賠償金を支拂ひ、外に訴訟費用二萬

32 七千磅を負担したり。固より鐵道現業者組合は全國の組合中最も富裕にして罷工當時三十萬磅の資金を有したるを以て、如上の賠償金並に訴訟費を支拂ふを得たりと雖も、若しも斯る事件續出せんか、直に資金消耗し、同盟罷工の手段を利用する能はざるに至る可し。茲に於てか、全國の職工組合を始めとし、之に同情を表する者は上院判決の不當を鳴し、法律を以て上院判決の効力を覆すの案を立て、鐵道現業者組合の書記にして、兼ねて下院に議席を有するリッチャード、ベル氏は直に議院に提出するに、産業紛議に關聯して行はれたる行爲に就て職工組合若しくは其代表者に對して、訴訟を提出するを得ざるの議案を以てし、政府は千九百三年六月産業紛議並に工業結社に關する委員會を組織し、シドニー、ウエツプ氏委員の一名たり、斯る概括的法律を制定するの可否を審査せしめたり。職工組合は當初より此委員會に對して反感を懷き、千九百三年九月職工組合聯合會開催せらるゝや、組合は此委員會に參考員として招致せらるゝことを拒絶する旨を決議したり。隨て委員會が査問したる參考員中五十名は備者を代表する者、他の十五名は勞働者以外の社會各方面に於ける人士にして、一名の勞働者を見ざりき。此一事が原

因を成したるか、或は委員が多く保守的人物なりし結果か、明ならずと雖も、委員會の決議は著しく、タッフヴェール判決を支持するに偏し、報告の一部に於て、罪惡を爲したる者が其罪惡に對して賠償するの原則は最も簡單普通のものなり。廣大有力なる團體が他人に對して罪惡を爲すの目的を以て、資金を運用するの特許を有し、其罪惡に依て他人に多額の損害を加へ、然も自己の資金を以て、賠償する責任を負はずと云ふが如きは、法律秩序並に正義の觀念に背反する状態なりと斷言し、唯ウエツプ氏が同盟罷工並に同盟解雇は文明國社會に存在するに値せず、産業紛議に處する唯一の方法は強制仲裁に外ならざることを述べて、以上の意見に賛成するに留保したるの外他の委員は盡く之に賛成を表したり。

千九百六年一月より二月に亘る總選舉に於て、タッフヴェール判決は政治上の問題と爲り、勞働黨は結局自由黨をして職工組合の損害賠償に關する責任を除却するの法律案を提出せしめたり。千九百六年十二月法律と爲れる工業紛議法は第四條に於て、職工組合の組合員又は役員が組合の爲めに行ひたる不法行爲に就て、組合に對して訴訟を提起するも、裁判所は之を受理せざることを規定したる一

方に、第二條に於て、所謂平和的歩哨 (Peaceful picketing) を認め、一人又は數人は産業紛議を繼續する目的を以て、他人の住居營業所の附近を徘徊するも、單に平和の間に音信を交換し、若くは勞働の廢棄を勧誘するに止まる以上は、之を合法の手段とすと規定し、第三條は人が産業紛議を繼續する爲め、他人に雇傭契約の廢棄を勧説するも、單に此事のみを以て犯罪とせずとしたり。即ち此法律は職工組合に對する法制上の束縛若しくは司法官が之に加へんとしたる打撃を排除して、職工組合の行動を自由ならしめたるものにして、其將來に於ける行動に便宜を與へたる所尠少なりとせず。

二

英國の職工組合は前項に論じたるが如き制限の下に成長し、其制限の緩和せらるゝに隨て、發達を遂げ、以て近時の状態に至れるが、試に商務院編纂第十四回勞働統計要領に據て、職工組合中重要なるもの百の發達せる狀況を示せば左の如し。

又右の組合が經費を支辨するに當り、各種の惠與金に供したる割合を見るに左の如し。

年	組合員數	収入		支出		資本金	
		金額	會員一名宛	金額	會員一名宛	金額	會員一名宛
一九〇〇年	一、〇六、三〇〇	一、九四、三六〇	三、三六	一、四〇、〇〇〇	三、二〇半	三、七五、二六〇	三、二〇
一九〇一	一、三三、一九八	二、〇三、二八五	三、七	一、三六、三三三	三、二半	四、一三、〇〇元	三、六〇
一九〇二	一、三三、二九六	二、〇八五、九一一	三、四	一、七九、七六六	元、八	四、四八、七〇四	三、七〇
一九〇三	一、二〇、九五五	二、〇九、四四五	三、二	一、九六、二六六	三、二	四、六〇、一八三	三、七
一九〇四	一、九五、七四〇	二、二、七五五	三、三	二、〇三、六七七	三、二	四、六九、九四二	三、六
一九〇五	一、三三、六七七	二、三三、三三〇	三、五	二、〇四、九九五	三、〇	四、八八、〇三三	三、九
一九〇六	一、三九、九七七	二、三六、四七三	三、一	二、九六、〇九九	三、二	五、二四、六六六	三、八
一九〇七	一、四九、九七七	二、四六、六三〇	三、二	三、〇六、四三〇	元、二	五、六四、八六六	三、七
一九〇八	一、四四、九〇〇	二、七七、九八一	元、二	三、〇四、四一一	四、八	五、一六、四四四	三、三
一九〇九	一、四三、九九九	二、五〇、四三〇	三、〇	三、六七、四四六	三、九	五、〇五、四三〇	三、〇

年	失業惠與	紛議惠與	病傷惠與	養老惠與	葬式惠與	其他の惠與	營業費
一九〇〇年	二六、二四〇	一四〇、六六六	三〇八、六四三	一八三、七七一	九四、八三三	九〇、七一九	三六〇、三三九
一九〇一	三五、二四九	二九、七〇〇	三六、四一七	一九七、四六〇	九五、一〇四	九八、八〇〇	三六四、五五三
一九〇二	四三、一四〇	三九、八四四	三三、一三三	二六、九六六	九五、一七五	九三、九〇〇	四〇二、四五三

英國職工組合の法制的地位を論じて最低賃銀國定制度に及ぶ

英國職工組合の法制的地位を論じて最低賃銀國定制度に及ぶ

一九〇三	五三、七五七	一六、三三〇	三六、八五五	三三、七五七	九二、九八八	四三、七〇〇	四三、七〇〇
一九〇四	六四、二四五	二七、三三三	三七、八六九	三三、七五七	九二、九八八	四三、七〇〇	四三、七〇〇
一九〇五	五三、六三三	三二、八六九	四三、九八五	三三、七五七	九二、九八八	四三、七〇〇	四三、七〇〇
一九〇六	四四、七〇〇	二五、一九九	四四、九八三	三三、七五七	九二、九八八	四三、七〇〇	四三、七〇〇
一九〇七	四三、七〇〇	三六、二二三	四三、七〇〇	三三、七五七	九二、九八八	四三、七〇〇	四三、七〇〇
一九〇八	一、〇〇五、七三二	三六、七五七	四三、七〇〇	三三、七五七	九二、九八八	四三、七〇〇	四三、七〇〇
一九〇九	九三、六五九	一五、九八一	四三、七〇〇	三三、七五七	九二、九八八	四三、七〇〇	四三、七〇〇

千九百九年末英國に存在せる職工組合の数は千五百五十三にして、組合員亦二百三十四萬七千四百六十一人の多きに上れりと雖も、第一表に掲げたる重要な組合員に當る以上は、重要な組合員に關する數字は自ら全體の趨勢を示せるものと認むるを得べし。即ち第一表は職工組合が比年發達して、收支經濟膨脹したるに加ふるに、巨額の資金を擁し、會計上に於て鞏固なる團體と爲れることを證明し、第二表は更に進んで現時の職工組合が如何なる方面に經費を投じて、如何なる職務を果しつゝあるやを示せり。即ち今日の職工組合は單に組合員に對して、共濟的職務を盡すことのみを以て、足れりとするものに非ず。否共濟的職務の如きは從屬

的地位を占むると共に、紛議惠與金が各種惠與金中最も重要な地位に居るは明白の事實にして、此點より云はんか、職工組合は其鬭争的職務を盡すことに依て、其効果を發揮しつゝあるものと認むるに難からず。紛議惠與金の支出大なるは、職工組合が罷工中の組合員の生活を支持し彼等をして傭者若しくは傭者の團體に對抗して、労働條件を改善するを得せしむるの證左とす可く、失業惠與金の支出多きは、失業中の組合員をして、自己の労働力を低廉なる價を以て、賣却し、一般の賃銀率を低落せしむるを防ぐと共に、機會の到來を待つて、最も有利なる條件を以て、新に労働條件を定めて、職業に就くの餘裕を與へ、又労働移動の自由を大ならしむるの徵憑とす可し。

唯一の注意を要することあり。職工組合は既に前表に於て明なるが如く、收支經濟に於て、基金の累積高に於て、共に著しく増加したりと雖も、組合員の数は是等と比例を保つ程度まで増加せず、増加の割合頗る遅々たることは是れなり。蓋し職工組合の目的とする所は組合員をして標準以下の労働時間に於て、労働せしめ、而して、之に對して必ず標準賃銀を確得せしめ、依て以て各自の生活程度を上進せし

英國職工組合の法制的地位を論じて最低賃銀國定制度に及ぶ

めんとするに在り。茲に於てか、職工組合は標準賃銀を値する者のみを組合員とし以て標準賃銀を確實に維持せざる可らず。若しも然らずして職工組合中に技術の未熟なる者、功程の劣等なる者を存し、而して一率に標準賃銀を要求せんか、備者は決して之に應ぜず、職工組合の勢力を以てするも、之を如何ともする能はざるを以て、標準賃銀の制度を定めたる以上は、職工組合に加入する者に制限を加へ、其労働の技術功程に於て、標準賃銀の支拂を受くるに足る者のみを以てし、他は之を組合より排除するを必要とす。即ち職工組合の發達すると共に、否其發達する前提として、組合が加入者に對して制限的政策を取るを以て、事實組合の勢力に依て、所謂團體的取引を行ひ、労働條件を改善するを得るものは、纔に全國労働者の一部分を成す熟練労働者に止まり、他の不熟練労働者は之に與る能はず。千八百六十七年代英國に於て、賃銀基金に關する學説が一部學者に依て信奉せられたる時代には、斯く一部の労働者が一種の勢力に依頼して、高率の賃銀を得るは他の労働者の賃銀を低落せしむる所以なるのみならず、賃銀の上途は利潤の減少を來して、資金の蓄積高を滅殺するが故に、結局高率の賃銀を維持する能はずとし、スターション

グの如き、ケヤンスの如き、盛に此種の攻撃を職工組合に加へたり。今日は斯る議論に接することなしと雖も、尙ほ職工組合が徒弟の數を制限して、他日熟練労働者の供給過剰と爲るを防遏し、組合員が組合外の労働者と共に労働することを禁止して組合の労働市場に及ぼす勢力を廣大ならしめんとするが如きは、職工組合の制限的政策として、世間に非難を招く所にして、或は職工組合を以て、労働者間に貴族的社會を現出するものなりとの評を下す者ある所以なり。

以上の評論に對しては、本論に於て深く辯駁するを要せず。唯余は平生職工組合の効果を論ずるに當て、其本來の效果と其道徳上モラル・エッセツトの效果との二者に區別するに至當なりと認む。本來の效果と云ふは即ち團體的取引に依る労働條件の改善にして、此點に就ては何等疑を挾むの餘地を存せず。而して斯く労働條件を改善するは組合に屬する少數の労働者なりと雖も、少數の労働者が高率なる賃銀を收得するの事實は一般の労働者に對して、進む可きの標準を示すものに外ならず。職工組合存立せず、労働者の賃銀は一に自由競争に依り、又或る程度まで儲者の獨斷に依て定まる場合と職工組合に屬する労働者が固く標準賃銀を維持し、他の労働

40 者をして之に接近する賃銀を收得せしむるの刺戟を供ふる場合とを比較せんか、漫に職工組合の獨占的方面のみを認めて、之を非難するの當らざるや論を俟たず。然も職工組合の全體の労働者に及ぼす道德上の効果のみを以て満足せず、更に法律上の効果に依て、職工組合本來の効果に浴する能はざる、又其道德上の効果をも享くるに難き一部労働者に對して、労働條件の改善を期するに至れり。之を英國が千九百九年濠洲殖民地に行はるゝ、最低賃銀國定制度を參酌して、制定したる工業賃銀裁定局法 (The Trade Boards Act) の根本趣意なりとす。

三

國家が工場法を制定して、労働者を保護するも、労働者自ら職工組合を組織して、各自の利益を防衛するも、一國労働者の内には此保護に浴し、防衛を享くる能はざる者少なからず。彼の苦役 (Sweating) に従事する労働者の如き、即ち此種の最も顯著なるものなりとす。始め苦役は衣服製造業に於ける下引受制度の下に、仲次業者が自己利益を増加する爲め、最低額の賃銀を以て、不健康の場所に於て、従業者に労働を強ゆる結果として、發生するものと信せられたるが、其後の實驗に據るに低

廉なる賃銀其他の弊害は必ずしも衣服製造業のみに止まらず、又下引受制度のみに限られず、英國に於て出來合衣服の製造販賣は専ら猶太人に依て經營せらるゝの常なるが、是等猶太人の被傭者は却て他の裁縫業者に直接使傭せらるゝ者よりも、高額の賃銀を收得する場合多し。茲に於てか、苦役に關する英國上院の委員會は千八百九十年を以て發表したる第五回報告に於て、從來の見解を一變し、苦役は(一)不當に低廉なる賃銀(二)過度の労働時間(三)不衛生なる場所に於ける労働等の三條件を具備したる場合に成立するものなることを論定し、爾來苦役の定義若しくは要件を一定したるの觀あり。

苦役をして其行はるゝに任せんか、労働者の健康、一般國民の衛生、労働者の賃銀等に不良の影響を及ぼさざるを得ざるを以て之を抑壓し、又は之を排除する爲めに、國家は種々の方策を試み、又企てたることあり。其二三を挙げんか、サー、チャールズ、デルクは千八百九十五年苦役の行はるゝは多く内職の場合なるを以て、内職を免許營業とし、内職を行ふ労働者の居室に對しては嚴重なる官廳の監督を加へ無免許の居室に住居する者が、内職を行ひたるときには、斯る職業を授けたる傭者

42

を所罰するの方案を主張したるが、貧民の住居する地域には普通衛生の法規すら厲行せられざるの状態なるを以て、免許制度の如き、實行の望なしとの反對論に接して、消滅したり。

或は今日苦役に従事する労働者は職工組合に屬せざるを以て、彼等の間に組合を組織せしむれば、自ら苦役に伴ふ弊害を除却するを得べしとの見地より、職工組合の設立は屢々識者の懇慫する所と爲り、又現に高等裁縫職工組合の如き、自己の職業を保護するの必要上完全なる組合の組織に盡瘁したれども、常に失敗に歸し、裁縫職工にして職工組合に屬する者は僅に全體の五分の一に止まり、然も此數と雖も不定なるを免かれず。茲に於てか、世人は組織ある産業に於て、職工組合に依て標準條件を強制する、方法の苦役産業に應用す可からざる事を悟り、消費組合を通じて、一般世間の同情者に依頼して、苦役産業を壓倒せんとしたり。即ち世人に苦役産業の社會上、恐る可き事實を示す爲め、苦役産物の展覽會を開設すると同時に消費組合は一切苦役産業の産物を取扱はず、世人が消費組合を通じて、貨物を買入るゝの多きに隨て、苦役産業を壓倒するに至る可しと想像せられたるが、事實は豫

想と反して、成功するを得ざりき。或は倫敦府會は先年公有電車の運轉手車掌其他使用人の制服を注文するに當り、其注文に應ずる衣服製造業者が被傭者に對して支拂ふ可き賃銀を府會自ら適當と認むる率に於て一定し、之を遵奉することを條件として、製造業者に裁縫を依託し、一方に監査員を任命し、裁縫業者の帳簿を檢査し、裁縫職工に就て尋問し、以て目的を貫徹するを期したり。然れども此方法も亦實際の結果に於て完全なるを得ず。裁縫業者は府會の注文に係る衣服製造に對しては、府會の一定したる賃銀を支拂ふも、斯る束縛を受けざる衣服の製造に對する賃銀は過度に之を低下し、職工にして、兩種の衣服製造に當るに非ざれば、之を使傭せざることゝしたるが故に、職工は一方に於て得る所あるも、他方に之を失ひ、其間何等の利益を見る能はず、局部的に賃銀率を改定せんとするも、事易きに似て却て効果の不充分なる事實を示したり。

斯の如く英國は苦役労働者の地位を改善するに就て、種々の方策を試み多く失敗に歸したれども、此失敗を蒙る間自ら問題の實狀を明にしたるを以て、千九百七年下院に内職調査委員會選任せられ、内職に於ける労働者の労働狀態現時の弊害

43

44 を救済する諸方策を審査報告すること、爲れるが、同委員會は全會一致を以て、各種の苦役産業に従事する内職従業者の爲めに、賃銀裁定局を設置するを可なりとする意見を發表し、同時に商務院官吏アーネスト、エーヴス氏は政府の命を帯びて濠洲に赴き、ゾキクトリア其他の地方に於ける賃銀裁決局の實況に就て視察し、次いで政府が千九百九年賃銀裁定局法案を議會に提出するや、諸黨派之を歓迎して、直に同年法律として發布せられたり。今同法の要點を概括するに、(一)出來合服裁縫業(二)紙箱製造業(三)機械製レース、編物レース窓掛の製造業(四)或る種の鎖製造業には賃銀裁定局を設けることを商務院に於て指令し、其他の事業に對しても、議院の承認を経れば、商務院に於て、同様の處置に出づるを得べく、(二)裁定局は商務院の任命する委員、備者を代表する委員、被備者を代表する委員より成り、婦人も委員たるを得べく、殊に婦女の多く使役せらるゝ事業に於ては、必ず商務院の任命する委員中の一人は婦人なるを要し、委員の數は備者被備者を代表する者双方同數にして官選委員は之より少數とし、議長は商務院に於て任命す、(三)裁定局は事業の全部若しくは其一部又は事業の行はるゝ一定の地域に適用せらる可き時間賃銀並

に出來高賃銀を決定し、若しも裁定局が此決定を爲す能はざること、を商務院に報告するときは、商務院自ら之を決定す可しと雖も、商務院は此決定を爲す三箇月以前に其適當と信ずる賃銀率を公表して、世間の批評を求め、一旦成立したる賃銀率は一箇月前の報告に依て、變更を加ふるを得、(四)裁定局自ら決定したると、商務院の決定したとを問はず、一旦賃銀率の定まれる以上は、労働者が文書を以て、其以下の賃銀を領收することを承諾するの意を表示したる場合の外、備者は定率より低き賃銀を支拂ふを得ず、之を支拂ひたる備者に對しては、違反の第一日には二十磅、次日以後五磅の罰金を課し、且つ法定賃銀と實際支拂ひたる賃銀との差を労働者に賠償せしむ。

45 以上の規定に據り、賃銀裁定局法は千九百十年一月一日以後施行せられ、今日に至るまで既に二箇年半の歳年を経過したり。イー、エフ、ウワイズ氏此頃英國に於ける賃銀裁定局 (E. F. Wise-Wages Boards in England) なる一書を著はし、各事業に於ける賃銀裁定局の効果を箇別的に記述し、最も信頼するに足るが如し。之に據るに、賃銀裁定局の効果として、今日に至るまで實際に現出したるものは大凡そ左の數

一、傭者並に労働者双方の間に團結の風を奨励したること著しきものあり。蓋し團結ありて始めて労働者は最低賃銀の施行を容易ならしむるを得ると同時に、傭者亦團結して、裁定局法の違反者を發見するを便宜とすればなり。

二、裁定局法は各事業を通じて、大に賃銀の平均率を増加せしめたり。固より從來と雖も、傭者中賃銀の増率に對して、異議を挾まざる者ありたるや、論を俟たず、唯自己の競争者が同一の處置に出でざりしを以て、獨り之を爲すに躊躇したるのみ苦役事業に於て、一の特徴たるは内職に依て事業の行はるゝ結果同一の仕事に對して支拂はるゝ賃銀の不平等なる一事にして、然も從事者互に相識の關係なく、孤立して仕事を爲すが故に、何等連絡の通ずるものなく、一に傭者の意に左右せられて、賃銀の決定を見たるが、裁定局法成れる後は、傭者は労働者の無識又は孤獨に乗じて、賃銀を不当に低減する能はざるに至れり。

三、裁定局法施行せられ、其結果生産費の増加を惹起して、産業の衰頽若しくは移動を生ずるの徴候は實際に現はれず。前年エーヴス氏はヅキクトリアの實例

を論じて、各種の産業に於て、賃銀は上進したるに拘はらず、生産費又は賣價の増進したる徴候は一として之を見る能はず、却て是等は反對の方嚮に向へりと云へるが、英國に於ても亦同一の事例に接するものと認むるを得べし。

四、裁定局法施行の結果傭者と労働者と互に團結を爲し、然も兩者接觸する爲め從來の産業組織に幾多瑕玼の存することを發見し、例へばレース業に於ては、仲次業者の手数料過大なる事實を確めて、之を削減する方針に就けるが如き、最も顯著なる事績なりとす。

五、裁定局法施行せられて、年を重ねんか、今日内職として行はるゝ事業は自然工場經營に移り、衛生其他の設備を厲行するに易く、少年労働者を虐待するの弊害も亦自ら之を避くるに至る可し。

四

國家が賃銀の最低額を法定するに當ては、二種の方法あり。一はヅキクトリアに於て採用し、又英國が實行したるが如く、數種の事業を選定し、各種事業に行はる可き最低賃銀を法定するものにして、他は國民一般の生活狀況を考査し、總ての事

48 業に對して、賃銀の最低額を法定するものなり。ウエツプ氏は、産業上の民主政治に於て、最低賃銀を論じ第二の方法に就て専ら説明を費したるが如し。(Industrial Democracy, pp. 774-75) 國民的最少限度の政策を衛生の方面に、休憩の方面に應用するが如く、賃銀の方面にも適用せんとするには、此方針を以てすること、首尾一貫せりと稱し得べきが如くなれども、實行的價值より推斷せんか、ゾキクトリア法、英國法を以て、勝れりとせざる可からず。ウエツプ氏は前掲書に於て、賃銀に關する國民的最少限度を定め、一定の金額以下にて、傭者をして労働者を使役せしめざることを、その方法は未だ職工組合の主張する所と爲らず、又内務大臣の考量をも煩はさざるが如し。此事たる工場立法の政策を完成する所以なるに、然も之に躊躇するは畢竟傭者被傭者双方の側に於て總ての賃銀の法定せらるゝを畏怖するに出づるものなる可しと云へり(同上七七四頁)。ウエツプ氏が此の議論を發表したるは千八百九十七年なるに其後年を閱する纔に十數年にして、工場立法を完成する制度英國に成るを見たり。是れ獨り工場法を完成するのみならず、職工組合の効果を發揚するものにして、英國に此制度の生じたる事實に接して、吾人は時勢の

進歩の急速なるに驚かざるを得ず。然も此變轉の急激なる今日の社會に居りて時勢の何ものたるを知らず、數十年前若しくは一世紀前に行はれたる舊説を以て、以て事情の異なる新社會に應用せんとする人士あるに至ては、更に驚嘆せざらんとするも得べからざるなり。

東京日々新聞四月十七日乃至十九日所載同盟罷工問題、地球第三號所載結社禁止法と治安警察法、新日本七月號所載職工組合を我國に起すの可否は何れも本論と關係する所淺からず。本論の讀者の併せ一讀せられんことを望む。